

# 税だより

令和7年10月9日発行 №2  
真室川町 町民課 税務係  
電話 62-2054 (町民課直通)  
(内線 238、239、240、241)

## 税・保険料ごよみ（下半期）

- 普通徴収分（納付書又は口座振替で納付）の納期限をお知らせします。
- 口座振替の方の振替日は、各納期限の日です。

納付月	税金等の種類	納 期 限
10月	町県民税（第3期）	10月31日(金)
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第4期）	
	介護保険料（第4期）	
11月	固定資産税（第4期）	12月1日(月) ※11月末は日曜のため
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第5期）	
	介護保険料（第5期）	
12月	町県民税（第4期）	12月25日(木) 12月26日(金)
	介護保険料・後期高齢者医療保険料（第6期）	
	国民健康保険料（第6期）	
1月	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（第7期）	2月2日(月) ※1月末は土曜のため
2月	国民健康保険料（第8期）	3月2日(月) ※2月末は土曜のため

☆納期限内に納付しましょう

## 町税や保険料がコンビニやスマホ決済で納付できます！

町県民税・固定資産税・軽自動車税・後期高齢者医療保険・介護保険料及び水道料の納付書による納付が、コンビニやスマホ決済でできます。土曜、日曜及び祝日も納付できますのでご活用ください。

### 【利用できるコンビニエンスストア】

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、くらしハウス、スリーエイト、ローソンストア 100、生活彩家、セイコーマート、タイエー、ティリーヤマザキ、ニューヤマザキディリーストア、ポプラ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK 設置店、ヤマザキティリーストア

### 【利用できるスマホ決済】

PayPay、Pay B、支払秘書、d払い、auPAY

# 税に関する手続きについて

## ◆自動車等の申告漏れはありますか？

軽自動車を「業者に売った」、「他人に譲った」、「住所を変更した」など所有者ではなくなった時や登録内容に変更があった場合は、手続きが必要です。

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有状況により課税されます。業者に依頼し、解体している場合であっても、廃車手続きが完了していないければ、翌年度も課税されます。

また、農耕作業用小型特殊自動車等（トラクター、コンバイン等）も、軽自動車税の課税対象となっているため申告の義務があります。

登録内容に変更が生じた場合は、申告漏れの無いよう、お手続きください。

車種の区分	申告先
◇原動機付自転車（125cc以下）	真室川町役場町民課税務係 TEL 62-2054
◇小型特殊自動車	
◇ミニカー	
◇軽自動車	(社)山形県自家用車協会最上支部 TEL 0233-22-9850
◇二輪車	

## ◆家屋を解体したら、「滅失届」を提出してください

家屋を解体した場合には「滅失届」を提出していただく必要があります。これに基づき現況を確認し、翌年度の固定資産税の対象資産から削除する運びになります。なお、宅地に係る住宅用地特例が解除され、固定資産税額が上がることがありますのでご留意願います。「滅失届」用紙は町民課税務係窓口に備え付けていますのでお問い合わせください。